

公立大学法人沖縄県立芸術大学授業料等の徴収に関する規程

令和3年4月1日
沖芸大規程第36号

(趣旨)

第1条 この規程は、沖縄県立芸術大学学則（令和3年沖芸大規則第1号）第59条及び沖縄県立芸術大学大学院学則（令和3年沖芸大規則第2号）第50条の規定に基づき、公立大学法人沖縄県立芸術大学（以下「大学」という。）の授業料、聴講料、受講料、入学考査料、入学料、学位論文審査料及び証明手数料（以下「授業料等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業料、聴講料、入学考査料及び入学料の額)

第2条 大学の授業料、聴講料、入学考査料及び入学料の額は、別表のとおりとする。ただし、科目等履修生が履修期間を更新する場合の、入学考査料及び入学料は徴収しない。

2 大学院に在学する者のうち、大学院の課程の修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められたもの（以下「長期履修学生」という。）から徴収する授業料の年額は、その履修を認められた期間（以下「長期履修期間」という。）に限り、前項の規定にかかわらず、別表に掲げる大学院学生に係る授業料の年額に当該修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期履修期間の年数で除して得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数の額を10円に切り上げた額）とする。

(授業料の徴収方法)

第3条 授業料は、別表に掲げる授業料の年額（長期履修学生にあっては、前条第2項に規定する年額。次条から第6条までにおいて同じ。）の2分の1に相当する額を次の表の左欄に掲げる期ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる徴収期限までに徴収する。

期間	徴収期限
前期（4月1日から9月30日まで）	4月30日
後期（10月1日から翌年3月31日まで）	10月31日

(入学の時期が徴収期限後である場合における授業料の額及び徴収方法)

第4条 特別の事情により、入学の時期が前条の表の右欄に掲げる徴収期限後である場合に前期又は後期において徴収する授業料の額は、別表に掲げる授業料の年額の12分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数の額を10円に切り上げた額）に入学した日の属する月から当該月の属する期の最終の月までの間の月数を乗じて得た額とし、入学の日の属する月の末日までに徴収する。

(復学等の場合における授業料の額及び徴収方法)

第5条 前期又は後期の中途において復学、転入学、編入学又は再入学（以下「復

学等」という。)をした者から前期又は後期において徴収する授業料の額は、別表に掲げる授業料の年額の12分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数の額を10円に切り上げた額)に復学等の日の属する月から当該月の属する期の最終の月までの間の月数を乗じて得た額とし、復学等の日の属する月の末日までに徴収する。

(退学及び転学の場合における授業料の額)

第6条 前期において退学又は転学した者から徴収する授業料の額は、別表に掲げる授業料の年額の2分の1に相当する額とする。

(休学の場合における授業料)

第7条 休学が前期又は後期の全期間にわたるときは、当該期分の授業料は徴収しない。

(長期履修学生に係る授業料の徴収方法の特例)

第8条 長期履修学生が長期履修期間の短縮を認められる場合には、当該短縮後の期間に応じて第2条第2項の規定により算出した授業料の年額(以下「短縮後の授業料の年額」という。)に当該長期履修学生が在学した期間の年数(1年未満の端数があるときは、これを1年に切り上げた年数)を乗じて得た額(以下「基礎額」という。)から当該長期履修学生が在学した期間に納付すべき授業料(学年の中途に短縮を認められた場合にあっては、当該学年の終了までの期間に納付すべき授業料)の総額を控除した額を、長期履修期間の短縮を認めるときに徴収する。

2 前項の場合において、当該長期履修学生が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、基礎額から当該各号に定める額を控除するものとする。

(1) 第4条又は第5条の規定の適用を受けた者 短縮後の授業料の年額に基づき第4条又は第5条の規定を適用した場合に徴収することとなる授業料の額と短縮後の授業料の年額の2分の1に相当する額との差額

(2) 前条の規定の適用を受けた者であって当該適用に係る期間(当該期間が2以上ある場合にあっては、これらの期間を合算した期間)に1年未満の端数があるもの 短縮後の授業料の年額の2分の1に相当する額

(研究生、委託生、科目等履修生、特別聴講学生及び特別研究学生の聴講料の徴収方法)

第9条 研究生及び特別研究学生の聴講料は、第3条の表の左欄に掲げる期ごとに、別表に掲げるそれぞれの聴講料の月額にその者の当該期における在学月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を乗じて得た額を、同条の表の右欄に掲げるそれぞれの徴収期限までに徴収する。

2 委託生、科目等履修生及び特別聴講学生の聴講料は、第3条の表の左欄に掲げる期ごとに、別表に掲げるそれぞれの聴講料の1単位の額にその者の当該期における聴講単位数を乗じて得た額を、同条の表の右欄に掲げるそれぞれの徴収期限までに徴収する。

(公開講座の受講料の額及び徴収方法)

第10条 大学の公開講座の受講料の額は、2,500円とする。ただし、当該公開講座

の時間数が15時間を超える場合には、2,500円にその15時間を超える時間5時間（5時間未満の端数があるときは、これを5時間とする。）ごとに500円を加算した額とする。

2 受講料は、公開講座の受講の申し込みを受理するときに徴収する。

（入学審査料及び入学料の徴収方法）

第11条 入学審査料は入学願書を受理するときに、入学料は入学を許可するときに徴収する。

（学位論文審査料の額及び徴収方法）

第12条 学位論文審査料の額は、1件につき55,000円とする。

2 学位論文審査料は、学位授与の申請を受理するときに徴収する。

（証明手数料の額及び徴収方法）

第13条 卒業証明その他これに類する証明を受けようとする者（在学する者を除く。）の証明手数料の額は、証明書1通につき400円とする。

2 証明手数料は、証明の申請を受理するときに徴収する。

（授業料等の減免）

第14条 公立大学法人沖縄県立芸術大学理事長（以下「理事長」という。）は、特別の理由があると認める者に対しては、授業料等の全部又は一部を減免することができる。

（授業料等の不還付）

第15条 既に徴収した授業料等は、還付しない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（細則への委任）

第16条 この規程の施行に関し必要な事項は、細則で定める。

附 則（令和3年4月1日理事長決裁）

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条—第6条、第8条、第9条関係）

区分	授業料	聴講料	入学考査料	入学料	
				県内居住者	その他の者
学部学生	年額 535,800円		17,000円	282,000円	512,000円
大学院学生	年額 535,800円		30,000円	282,000円	512,000円
研究生		月額 29,700円	9,800円	84,600円	153,600円
委託生		1単位 14,800円	9,800円	28,200円	51,200円
科目等履修生		1単位 14,800円	9,800円	28,200円	51,200円
特別聴講学生		1単位 14,800円			
特別研究学生		月額 29,700円			
備考 県内居住者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1) 入学の日の1年以前から引き続き県内に住所を有する者 (2) 入学の日の1年以前から引き続き県内に住所を有する配偶者又は1親等の親族のある者					